

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和7年8月20日（水）午前10時 議会委員会室

出席委員（8名）

（委員長）西 野 太 一 （副委員長）津 田 幸 一
稲 田 清 今 城 雅 子 国 頭 靖 田 村 謙 介
錦 織 陽 子 森 谷 司

欠席委員（0名）

中 田 利 幸

説明のため出席した者

【教育委員会】

[こども支援課] 長尾次長兼課長 植田就学支援担当課長補佐

【都市整備部】伊達部長

[建設企画課] 伊澤管理担当課長補佐

[都市整備課] 本干尾課長 田居公園担当課長補佐

[道路整備課] 北村次長兼課長 足立課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐

【上下水道局】下関局長

[経営企画課] 横木課長 山内課長補佐兼経営戦略担当課長補佐
濱田経営戦略担当係長

[総務課] 湯崎副局長兼課長

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 松田調整官

傍 聴 者

安達議員 岡田議員 門脇議員 塚田議員 戸田議員 又野議員 吉岡議員

報道関係者2人 一般1人

報告案件

- ・米子市水道事業計画の改定に係る諮問について [上下水道局]
- ・東山公園内での倒木事故の対応について [都市整備部]

協議事件

- ・委員派遣（行政視察）について

~~~~~

## 午前10時00分 開会

○西野委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

中田委員から欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

本日は、お手元に配付しております日程表のとおり行いますので、よろしく願いいたします。

本日は、当局から2件の報告がございます。

初めに、上下水道局から1件の報告がございます。

米子市水道事業計画の改定に係る諮問について、当局からの報告をお願いいたします。  
山内経営企画課長補佐。

**○山内経営企画課長補佐兼経営戦略担当課長補佐** 米子市水道事業計画の改定に係る諮問について御報告いたします。

この概要でございますが、米子市水道事業審議会条例第2条に基づき、本市の水道事業計画に関する事項を審議会において調査・審議するため、上下水道事業管理者が諮問を行うものでございます。

この水道事業計画ですが、水道事業計画は、水道事業の中長期的な事業運営の指針として水道事業体を作成する将来計画であり、米子市においては、厚生労働省が策定した水道ビジョンに基づき、平成20年に米子市水道事業基本計画（水道ビジョン）を策定したところでございます。

現行の水道ビジョンの計画期間は平成30年度から令和9年度であります。別に作成した米子市水道事業経営戦略との統合を予定していたため、経営戦略の改定に合わせ、計画期間満了を待たずに基本計画と経営戦略の統合を行うこととしました。

水道事業計画に関することは水道事業審議会の諮問事項となっていることから、8月29日に開催予定の審議会において、水道事業計画の改定について諮問するものでございます。

委員構成については記載のとおりで、11名の審議委員さんに御審議いただきます。

今後のスケジュールでございますが、水道事業審議会での御意見を反映した後、都市経済委員会において中間報告をさせていただき予定でございます。その後、パブリックコメントを実施した後、審議会において答申をいただく予定としております。最終的に、令和8年3月の公表に向け、事務を進めてまいります。

説明は以上です。

**○西野委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時03分 休憩**

**午前10時05分 再開**

**○西野委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

次に、都市整備部から1件の報告がございます。

東山公園内での倒木事故の対応について、当局からの報告をお願いいたします。

本干尾都市整備課長。

**○本干尾都市整備課長** それでは、東山公園内での倒木事故の対応について御報告させていただきます。今、通知をさせていただきます。

そうしますと、資料に沿って御説明をさせていただきます。

1、経緯でございます。今年、7月9日、東山公園内の園路に隣接する斜面に成育しておりました樹木が根元の腐食により倒れまして、自転車で通行しておりました市内中学生

の方がこの倒木によりけがをされたものでございます。当該倒木の箇所については、3枚目の図面のほうに示させていただいておりますので、併せて御確認ください。

この倒木を受けまして、当該園路の通行止めを当日行いまして、翌10日、当該斜面の点検を実施し、園路の通行に影響するおそれのある樹木5本を確認しまして、さらに、その翌11日、この5本を伐採しまして、安全を確認した上で当該園路の通行止めを解除したところでございます。

次に、2番、当該斜面に関する今後の対応でございますが、当該斜面につきましては、東山公園区域外の都市整備課が所管しております米子市有地でございます。東山公園の指定管理の対象外となっております。これまでは通行に支障となる樹木等につきまして、適宜伐採を実施してきたところでございますが、定期的な点検のほうを行っておりませんでした。今後につきましては、年2回程度、樹木の点検を実施し、危険を及ぼすおそれのある樹木については伐採対応をしていく考えでございます。

次に、3番、米子市都市公園指定管理者が管理する都市公園の対応につきましてですが、米子市都市公園指定管理者が管理する都市公園の樹木につきましては、指定管理者さんによりまして、月1回程度、これまで目視点検を実施しているところでございますけれども、今回の倒木事故を受けまして、改めて点検の徹底を周知したところでございます。

次に、2ページ目、4番、市内小中学校の通学路に関する対応でございます。市内小中学校の通学路につきましては、今回の事故を受けて、小中学校による通学路の再点検を実施いたしまして、その報告を基に、都市整備部のほうで現地を確認し、通行に影響を及ぼすおそれのある樹木等についてまとめておりますのがこの4番の表になっております。結果、米子市有地、それから民有地において、枯れ木や通行支障となる木、それから落下物の可能性がある建物など、合計21件が確認されております。

この対応につきましては、表の一番右欄に記載のとおり、市有地につきましては、伐採、剪定等、それから、民有地につきましては、所有者さんへの改善依頼をするといった対応としております。この表においては、8月6日現在の対応状況としておりますけれども、これ以降、市有地におきましては伐採や剪定を進めておりまして、現在は、市有地の、この一番上に書いてあります枯れ木の、この4件のうち2件の伐採を残すのみとなっております。これについても近日中に伐採予定でございます。

それから、民有地につきましては、既に所有者さんへの文書を発送済みでございます。

それから、最後に、その他市有地につきましても、今後、所管部署と都市整備部が協力して点検を実施するなど、体制の強化を考えているところでございます。

説明は以上です。

**○西野委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

稲田委員。

**○稲田委員** ちょっと何点か聞きます。長いですが、簡潔に聞くようにしますので、よろしくお願ひします。

最初に、この負傷された中学生の方は、現在はどうか、その後の状況はどのようなことになってますか、教えてください。

**○西野委員長** 本干尾都市整備課長。

○**本干尾都市整備課長** 負傷された中学生につきましては、その当日、病院のほうに緊急搬送されて、数か所の打撲というところで、現在も一応治療を続けているという状況で、保護者の方とその辺りはちょっと連携を取りながら、特にふだんの学校生活に支障がある状況ではないというような話は伺っております。以上です。

○**西野委員長** 稲田委員。

○**稲田委員** 回復に努めていただくことと、市ができるサポートがあれば、ぜひこれは引き続きお願いします。

質問の、これからが内容になっていくんですけど、大きい3なんです。ここに、最後の一文ですけど、指定管理者には樹木点検をより一層徹底するよう周知したとあるんですが、書いてあることは私もそのとおりでだと思うんですけど、これを突き詰めていくと、結局、指定管理者にも責めを負わせる、負っている、責任があるというふうにも私は受け取れてしまうんですが、何も管理しない指定管理者は困るんですけども、もともと市の施設に関する責任は私は市が負うものが前提だと思うんですが、その辺の区分けを、ちょっと改めて確認で聞かせてください。

○**西野委員長** 本干尾都市整備課長。

○**本干尾都市整備課長** 指定管理者さんが、これは樹木に限らず、その管理の箇所といいますか、行き届かなかったことに対して、第三者に損害を与えた場合につきましては、まずは指定管理者さんが責めを負うというふうに考えております。

○**西野委員長** 稲田委員。

○**稲田委員** あんまり今日はここで論争したくないんで。

埼玉県ふじみ野市のプールの事故が、やっぱり指定管理にとっては、一番指定管理をやるに当たっては重大な、あれは事故というか、その後の教訓を生かさなきゃいけないものであって、その責任が指定管理者にあったのか、あるいは行政側にあったのかっていうのは、その都度都度分かれると思います、見解が。ふじみ野市の例があるから、米子市の例も市に責めがあるとは申しませんが、結局のところ、指定管理者を決めているのは市の行政でありますので、私もちょっといろんな見解を見ましたが、やっぱり行政側の責任が、免れることはできないという見解が強いと思ってます。

ですので、次のページの大きい5のところに書いてあるんですけど、私はこれが最初に来てほしかったんですよ。要は、市の樹木が、育成に限らずですけど、市の施設は市が責任を持って安全管理をしますと。施設によっては、指定管理者が管理をしているわけですから、そこは指定管理者と連携を取って安全管理に努めますということにしないと、このまま受け取ると、今後ですよ、通学路だけではなくて、公園って街区公園もありますからね、そこも指定管理者が管理をしてるわけですから、街区公園が繁茂してそこに何か当たってしまったっていうことも当然考えられるわけで、それは全部指定管理者の責任ですということであれば、市は管理責任を、これは言い過ぎですよ、放棄してるんじゃないかというふうにも私は受け取れてしまって、重大な事故が起きたときに、市は指定管理者に責任があると。被害に遭われた方は市の管理責任を問うみたいな、先ほどのふじみ野市の事件に近づいていきやあせんかなという、ちょっと私は危惧を持つもんですから、この辺りがしっかりと、そういうことがないような体制で臨んでほしいんですが、見解はいかがでしょう。

○西野委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 都市公園に限った話ではないというふうな認識ですけれども、おっしゃられるように、その状況状況によって判断が分かれる部分はあるかというふうには思います。先ほど申し上げたとおり、やはり管理の責任というか、不行き届きというところの部分で第三者に被害を与えた場合っていうところは当然指定管理の管理者責任っていうところがありまじょうし、状況によっては、その設置者というか、所有者である市の責任が全く、全くじゃない、状況によっては市の責任っていうところが出てくるケースもあるかと思しますので、最後に書いておりますその他市有施設というのは、指定管理者さんがいる施設だけではなくて、今回もそうですけども、直営といいますか、ふだん管理者が常駐していないとか、そういった土地も市の施設としてはたくさんありますので、その辺りにつきましても、所管課だけでなく、都市整備部も協力しながら、今回のような事案が発生しないような対応をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○西野委員長 稲田委員。

○稲田委員 ちょっと部長にも同じ質問をしたいんですが、結局、今回の東山公園内でから話を積み上げていくと、こういう報告になるのは私も理解はするんですよ。ただ、指定管理者にこのような責任があるような、私はそう受け取れるんで、書き方をすると、ほかの指定管理も、じゃあそれと同じ扱いなのかっていうふうになって、非常に私はよくないと思ってます。やはり市の施設は市の管理下において責任を持ってやりますというのが私は大前提に必要なと思いますが、この考えについての見解を求めます。

○西野委員長 伊達都市整備部長。

○伊達都市整備部長 先ほどのことなんですけど、指定管理っていうのが、市が完全に管理ができないから、そういった民間委託というか、いうことをさせて、市に代わって管理をしていただいとるところでございまして。ですんで、市の責任が全くないかということ、指定管理に対する管理責任というか、そういったようなところもあると思しますので、全く、ケース・バイ・ケースではございまして、その指定管理に全ての責任を負わすということは、先ほど本干尾課長も言いましたように、ケース・バイ・ケースでございまして、今回の場合は市に責任がないかっていったら、責任を感じておる、があるということで、いろんな対応をさせていただくとるところでございまして。ちょっと答えになつとるかどうかわかりませんが、以上でございまして。

○西野委員長 稲田委員。

○稲田委員 見解が全然私とは合っていないんですが、これ以上やっても、結局、今度は指定管理者とはってなって、所管課が変わっていくんで、これ以上、今日はここでは言いませんけど、ただ、結局、公園管理の、今回の例に取ればですよ、公園管理の一環だったかどうかは多少曖昧なところもあるけど、今後についてはちゃんと点検してくださいという、指定管理者に徹底するよう周知して、実質指示したと受け取れるんですがね。このやり方やってると、全部指定管理者さん、ちゃんとやってよ、ちゃんとやってよって言って、いつの間にか指定管理者の責任だけが大きくなって行って、市はそこからどんどん遠のいて行って、平成17年から始まったこの制度で、およそ20年ぐらいたって、なかなか市のほうも今度は管理するやり方も分からないことになって行って、要はコントロール下になかなか置けないような、ただ、何かがあればちゃんとやって、ちゃんとやってっていうこ

とになりやせんかなと思って、非常に不安を抱いているところです。今回たまたまこの報告があったので、そのことについてちょっとお聞きしたんですが、都市整備部に対しての質問は以上で終わりにします。

○西野委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

錦織委員。

○錦織委員 ちょっと私もその点が気になって、2の事故発生前の対応っていうところでは指定管理者の管理対象外だというふうに書いてあるのに、3では、指定管理者には樹木点検をより一層徹底するように周知したっていうことで、何か急に管理の中に入ってきたっていう、ちょっとこれ、読み取るとそういうふうになるんですけど、それじゃあ、一体、指定管理の受ける人はどこまでしたらいいんだっていうようなことが、その責任の範囲っていうことが、何かこれじゃあ分からないと思うんですけど、どうでしょうか。

○西野委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 2番の当該斜面っていうところは、ちょっと説明をさせていただいたとおり、指定管理の対象外となってまして、都市整備課が直営といいますか、適宜伐採の委託をしたりとか、そういった対応をして管理をしていたところでございます。

3番につきましては、ここというところではなくて、都市公園、今、全市的に、東山はスポーツ振興課の所管で指定管理を指定していますけれども、あと、うちのほうで指定してます都市公園、大きいところでいくと弓ヶ浜公園とか湊山公園とか、そういったところの都市公園につきましては、指定管理者さんが管理している公園については、これまでも点検をしていたところですが、そこについては改めて徹底をお願いしたというところがございます。ちょっと書き方が分かりにくい部分はあったかもしれませんが、あくまでも今回の斜面につきましては、市が直営で管理していた部分というところがございます。以上です。

○西野委員長 錦織委員。

○錦織委員 説明で分かりましたが、ということは、この東山公園の斜面っていうことについては、今後も指定管理者の方にはちゃんと見なさいよとか、点検しときなさいよっていうことはないっていうことですね。

○西野委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 記載しているとおり、斜面につきましては年2回程度、こちらのほうで今、点検を予定しております。ただ、当然、園路がすぐ隣接しておりますので、スポーツ振興課さんの指定管理者さんのほうにも、常に見回りはされていると思いますので、そこで何か気づくというようなことがあれば、情報提供をいただくようなお話はさせていただいております。以上です。

○西野委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

津田委員。

○津田委員 何点か質問させていただきたいと思いますが、まず、この7月の事象ですけども、この7月には委員会がありましたけど、この委員会、都市経済委員会ありませんでしたが、この報告をなぜ早急にされなかったのかなっていうところをちょっと部長にお

答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西野委員長 伊達都市整備部長。

○伊達都市整備部長 9日に発生して、対応とかに追われまして、ちょっと間に合わなかった。その対応はしとったんですけど、これを機に、通学路全体の対応を、ちょっと時期を区切ってさせていただいたところ、その対応の結果っていうのを待って報告をしようということは思っておったんですけども、7月の委員会の日には、調査とかそういった対応が間に合いませんでしたので、今回の報告ということになっております。

○西野委員長 津田委員。

○津田委員 対応だとか、報告ができないとか、はっきりと分かってないという部分もあったかもしれませんが、人がけがをしている事象なんですね。重く受け止めてやっぱりいくべきだと思いますので、こういう件名ときは、分からないことをやっぱり、今はこういうことだから分からないんだとかって報告が欲しいとか、そういうようなささいなことでも、情報としてこちらのほうは取りたかったなっていう思いがありますので、そういうところをやっぱりもう一回ちょっと考え直していただきたいなと思います。

それと、もう一つは、この2番の項目なんですけれども、事故発生後の対応というところで示されていますけど、市の職員による年2回程度の樹木の点検を実施すると。それで、その危険樹木は伐採対応と書かれておりますけれども、この年に2回の対応というのは、同じ人が対応されるのかということをお聞きしたいんですけれども。

○西野委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 特にこの、年2回、1回目と2回目ということだと思いますけど、人を限定してということは、当然、その職員の業務の中で点検に当たられた職員を適宜配置して点検に当たるといふふうに考えてます。

○西野委員長 津田委員。

○津田委員 私は何でこの質問をしたかということ、同じ人がするんだったら、どういう樹木が危険かとかっていうのが分かるのではないかなと思いますけれども、これが、いろんな人が切られる、伐採するだとかそういうのだと、チェック表とかあるのかとか、あと、どの程度の木だったら危険樹木とみなして伐採するのとか、そういうような部分というのはどういうふうにご考慮されておられるのでしょうか。

○西野委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 国交省さんが出されている都市公園の樹木点検等の診断に関する指針というのがございまして、それを参考に今回も点検を実施しております。ある程度経過観察が必要な樹木とかにつきましましては、当然記録にも残しておりますし、次回の点検でそこをまた点検するといふような形で進めていきたいといふふうに考えております。以上です。

○西野委員長 津田委員。

○津田委員 そういうような指針とか、国交省さんが出されているものがあって、それで、あるのでしたら、やっぱりこういう危険樹木っていうのがなかなか、そういう指定管理の受けておられる、指定管理されているところが、そういうようなものっていうのは確認をされてるのでしょうか。そういう、国交省さんが出されている樹木の点検については、どういうふうになっておりますかね。

○**西野委員長** 田居都市整備課公園担当課長補佐。

○**田居都市整備課公園担当課長補佐** 指針に関しましては、当然共有しておりますし、このたびの事故がありましたことで、再度また配付して話し合いをしております。以上です。

○**西野委員長** 津田委員。

○**津田委員** ちょっとそこの、そういうものがあって今回のそういう事象があるっていうのは、管理的な部分というのは、市がちゃんとそういう、何ていうか、指定管理のほうにそういうような情報っていうか、教育なりなんなりっていうのはされていたんでしょうかね、今まで。どうなんでしょう。

○**西野委員長** 本干尾都市整備課長。

○**本干尾都市整備課長** すみません、ちょっと繰り返しになりますけど、今回のところは、指定管理の対象外というところで、そういった点検とかは実施していなかったというところがございます。通行に支障があるといったような通報ですとか、そういったところを受けて、適宜、その都度、伐採なりの対応をしてきたところがございます、指定管理者さんが点検をしてきた範囲ではないというところがございます。

○**西野委員長** 津田委員。

○**津田委員** ちょっと、質問と答弁の何か乖離というか、あれなんですけど。そういう教育とかっていうのはされてないかどうかっていうことなんですけど。

○**西野委員長** 本干尾都市整備課長。

○**本干尾都市整備課長** そういう点検の教育とか、そういったところを市のほうから指定管理者さんに対してしているということはしておりません。以上です。

○**西野委員長** 津田委員。

○**津田委員** では、今後、そういったようなことであるのであれば、そういう教育だとか、その辺の指針をちゃんと徹底するだとかっていう、そういうようなところも、そういう対策っていうか、今後の対応に記されるべきではないかなっていうふうに考えますけど、いかがでしょうか。

○**西野委員長** 本干尾都市整備課長。

○**本干尾都市整備課長** 指定管理者さんも含めて、市の内部的にもというところで、どういふところを見ていくかっていうところの共有というか、教育というのか、その辺りにつきましてはちょっと考えていきたいというふうに思います。以上でございます。

○**西野委員長** 津田委員。

○**津田委員** そこの辺の管理ですね。そういう教育、そういうようなところも徹底してっていうか、そういう指定管理と情報共有を取りながら、こういう事故のないことを、1人、けが人が出てるっていうことを忘れないでやっていただきたいと思います。以上です。

○**西野委員長** ほかにございますか。

田村委員。

○**田村委員** ちょっと二、三お伺いしたいと思いますが、4の市内小中学校の通学路に関する対応っていうところで、市有地に関しては、これは多分しっかりやっていただけだと思うんですが、問題は民有地でして、所有者へ、まず最初の質問なんです、文書で改善依頼予定となってるんですね。もう1か月近くたってきて、時間がないのか分かりませんが、まだやってないっていうことですか。確認です。

○西野委員長 伊澤建設企画課管理担当課長補佐。

○伊澤建設企画課管理担当課長補佐 所有者の方のほうへは、もう既に文書は発送をしております。以上です。

○西野委員長 田村委員。

○田村委員 じゃあ、この改善依頼予定ではないんですね。依頼済み。

(「済みですね。」と声あり)

じゃあ、そういった文書を出して。

(「はい。」と声あり)

いいですかね、間違いないですかね。

どうぞ、あれば。

○西野委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 すみません、冒頭でも説明させてもらったとおり、この対応状況というのがちょっと8月6日時点の対応状況で、それ以降も市のほうではこの対応のほうを進めておまして、文書についてはもう既に発送済みというところでございます。以上です。

○西野委員長 田村委員。

○田村委員 分かるんですよ。だけど、今日の委員会の資料じゃないですか。だったら、今日付で対応済みっていうのが普通じゃないんですかというのは私の考えなんですけど、間違いですか。

○西野委員長 伊達都市整備部長。

○伊達都市整備部長 すみません、これ、ちょっと事務的なお話で申し訳ないですけども、提出の期限、この文書の提出の期限っていうのがあって、すみません、その時点でちょっと流させていただいておるものです。例えば、今日でも差し替えとかすればよかったんですけども、申し訳ありません、ちょっとそういう事務的なところで配慮が足りませんでした。申し訳ございません。

○西野委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。説明いただきましたのでこれは了といたしますが、この改善を依頼されたということなんですけれども、民有地ということで、地権者さんの意向によるということになるかと思うんですけれども、これに関して、例えばペナルティーとか、そういったもの、もういついつまでにやってくださいねとか、そういった、いわゆる切迫感のあるような、危機意識を持っていただくような文書なのか、ただ単に何とかしてくださいよなのか、それによって、やはり地権者さんの対応っていうのは随分変わると思うんですけれども、これに関しての見解を伺います。

○西野委員長 伊澤建設企画課管理担当課長補佐。

○伊澤建設企画課管理担当課長補佐 取りあえず文書のほうには、8月29日までに、手紙を読まれたらお返事くださいというような文面にさせていただいてまして、ちょっとまだそれが返ってきてない状況ではあるんですけど、まず、返ってきたら、ちょっと、まずは改めて改善依頼をさせていただくようなことと、所有者の方との疎通もありますので、連絡先を聞いたりっていうことで、ちょっと、まずは粘り強く交渉していこうかなと思っております。以上です。

○西野委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。要は、ちゃんと返事いただける方については、今回の事故についての状況とか、そういったものをしっかりと危機意識を持ってお伝えいただきたいと思うんですけども、その返事がない場合っていうのは、多分、想像がつくんですね。こういった方に対しての次の対応っていうのはどう考えてらっしゃいますでしょうか。

○西野委員長 長尾教育委員会事務局次長。

○長尾教育委員会事務局次長兼子ども支援課長 ちょっとこれは学校側のほうの対応になりますが、まずは当該箇所を迂回する通学ルートの変更が可能かどうか、それを小中学校と協議したいと考えています。ルートの変更、そこを通らなくても、ちょっと回ってでもルートの変更が可能だよという場合は、当面はルート変更を行うことで対処したいと考えておりますし、ルートを変更する、しないにかかわらず、子どもたちには交通安全指導というものを徹底して学校のほうに依頼をしていく予定としております。以上です。

○西野委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。しっかりとそこは、子どもたちに不便かけるわけですので、やはり一義的には所有者さんにしっかりと対応していただくということを強く求めていただきたいと思います。

これは今回の倒木とは違う話にはなるんですけども、同じようなお話で落石っていうのがございます。倒木、危険木を伐採した後、大体そういった樹木というのはもう根腐れが始まってあって、それによってそこを支えとしとった岩が落ちるみたいなことも報告として私は聞いておるんですけども、そういったことは、今回は対応は考えていらっしゃらないということでしょうか。

○西野委員長 北村都市整備部次長。

○北村都市整備部次長兼道路整備課長 道路に関することに関してになりますけども、そういった、伐採した後でそういう落石の可能性があるところにつきましては、道路パトロール員さんとかがいますので、そういう形で管理といいますか、見ていきたいというふうには思います。以上です。

○西野委員長 田村委員。

○田村委員 すみません、道路パトロールっておっしゃるんですが、道路パトロールさんにのり面見てもらうって、そういう話ですか。

○西野委員長 北村都市整備部次長。

○北村都市整備部次長兼道路整備課長 道路に落石があると分かりますので、斜面を見るわけではないんですけども、そういう形で対応をしていきたいと思っております。

(「落ちたやつをっていうこと、落ちたやつを、落ちて…」と田村委員)

○西野委員長 伊達都市整備部長。

○伊達都市整備部長 今回の報告を受けた箇所にはそういう危険なのり面はちょっとなかったということですが、もしあった場合、そこも含めて、例えばそこが民地だったら、民地の方に何らかの手当てをしていただくような指導というか、お願いをさせていただきたいということで考えます。

○田村委員 分かりました。じゃあ、最後。

○西野委員長 田村委員。

○**田村委員** よく分かりました。しっかり対応していただきたいという、これも要望もあるんですけども、米子城跡なんかも崩落危険のゾーンかかっているようなところがございます。そういったところも危険木の伐採っていうのを進めておられるのは分かるんですが、やはりそういったものが後手に回らないように、先々にやっていただきたいということを要望します。以上です。

○**西野委員長** ほかにございませんか。

今城委員。

○**今城委員** 幾つか教えてください。まず、指定管理っていうことで、今回の件っていうことだけではなく、道路維持も含めての公園、それから道路関係維持ということになってくると、当然、除草だけではなくて、こういう伐採を必要とするような倒木とか樹木とかっていうことは起こってくるっていうことになると思うんですけど、今さら言ってもしようがないかなとは思いますが、受注じゃなくて、どういうの、されている業者さんに、例えば、そういう専門の知識のある資格のある方。例えば造園の2級、1級とかっていうような資格のある方とかっていうのをお持ちの業者さんとかっていうことになっているんでしょうか。それが募集要項になってるっていうわけではなくて、そういう樹木を専門に見れるって業者さんが、そういう技術者がいるってような業者さんであるということの認識でいいんでしょうかという。1つ目はそれです。

○**西野委員長** 北村都市整備部次長。

○**北村都市整備部次長兼道路整備課長** 街路樹の剪定とかを業者さんに発注しますけども、それにつきましては、造園業の資格というか、造園業として登録されている業者さんに発注しております。資格を持った方が街路樹は見ておられるという状況でございます。

○**西野委員長** 本干尾都市整備課長。

○**本干尾都市整備課長** 都市整備課が所管しております都市公園、内浜区域、外浜区域の指定管理者さんにつきましては、現在のところ、そういった資格要件っていうのはございません。次期指定管理につきましては、高木の作業につきましては、そういった専門の知見がある方、もしくはそういう業者さんで対応していただくような仕様というか、いう形にしております。以上です。

○**西野委員長** 今城委員。

○**今城委員** ぜひお願いします。それで、次期の募集のときにはそれでいいんだけども、それまでの期間っていうのを、じゃあ、どういうふうに担保するのですかっていうところになると思うので、そこら辺の考え方っていうのは、例えば、先ほど津田委員さんがおっしゃったみたいに、そういう資格を持っていれば、当然、国交省の樹木管理の規定っていうのはあるんだよねっていうのは、造園の、例えば1級だったら必ず知ってるよねって思うぐらいだと思うんですけど、そこもない、2級もないっていう感じになると、どういうものがっていうのが分からないってような業者さんが、今これから、次の指定までの間受けるんだよねっていうことについての担保ができてないよねっていうことじゃないかなと私は思うんです。そういう意味では、先ほどの津田さんがおっしゃったみたいに、きちんとした国交省の基準があるんだったら、それをきちっと研修して、分かってもらった上で、これからの、あと残りのところをやってもらうっていうことを、もしくは、資格を取ってもらえればとてもいいと思いますけど、簡単に造園の資格が1年で取れるわけじ

やないですね。資格試験を受けるまでの期間も要るわけなので、経験期間も要るわけなので、そういうところも踏まえて、そう簡単にはいかないところはあるけれども、それが取れるか取れないかっていうことや、そういう人がいるかいないかっていうことも、きちっと今の段階で確認するほうがよいかなと思いますし、おられないから駄目だっていうことではなくて、じゃあ、どう担保するのか、市がそれをどう担保するのかっていうところに対してのことをきちっとすべきだっていうふうに私は思うんですけど、その対応策とか、そういうことについては考えておられますか。

**○西野委員長** 本干尾都市整備課長。

**○本干尾都市整備課長** 先ほど津田委員さんからもちょっとおっしゃられたとおり、今、要件としてはそういう要件が条件としてはなっていないというところで、先ほど言いました、今の内浜、外浜の指定管理者さんにつきましては、先ほど言った点検指針的なものを共有はさせてもらってますけども、さらに情報共有といいますか、先ほど教育という言葉もありましたけども、その辺のところはちょっと改めて考えていきたいというふうに思います。以上です。

**○西野委員長** 今城委員。

**○今城委員** ぜひお願いします。例えば具体的に言うと、全業者さん、今受けておられる、樹木系の方も全部そうなんですけど、じゃあ、そういう、実際に資格はあるけれども、ずっとそれを何十年って、例えば、樹木医まではいかないけれども、ずっとやってきたっていう方もその中にもあれば、そうではないっていう方もあったりするわけで、全くそういう人もいないっていう業者さんもあるということであれば、現地できちっと物を見て、これはどうなんだっていうことをちゃんとできる人、それを学ばせてあげられる人を立てて、年に1回ぐらいとかは研修するとか、そういう感じのこととかっていうのも、やっぱり担保するっていう意味では、そこぐらいまでしないと、それは通学路だから、今回こういうふうになるけど、普通の道路でも起こり得ることだっていうふうに思っていると、もちろん、普通の道路ではないのかもと思うけど、山の際のところの、のり面の際のこの道路ってたくさんあるわけで、通行してるときにどうですかっていう話とかにもなるとなると、やっぱりその辺とかが、ちょっと見ただけでは分からなくても、気をつけて見ている専門家の目で見れば、ちょっとどうかなと思うような判断のところっていうのが、目合わせをしとくっていうことはすごく大事なことなので、そういうところでの担保をこちらがすべき。米子市としてきちっと責任持って発注しているわけなのであれば、そういうところをどうやって担保するのかっていうことをやらないっていうか、検討しますということなんですけど、検討した結果と、実際やったことを後でまた御報告いただければとは思いますが、そういうところをしっかりと研修して行って、担保してあげるといふところをやっぱりやっていかないとねっていうのは、ちょっと思います。もともと土木にいた私たちの立場からいうと、それって当たり前のことではよっていう気がするんで、それをしてないっていうのは、やっぱりこちら側の認識の甘さっていうところもあると思うので、発注責任としてのところっていうのを、もともとの発注の内容になかったからねっていうわけではなく、次回はそれを入れますよっていうんだったら、そこまでの間を担保できるっていうことをするのが当然発注責任の在り方だと思うので、そこはきちっと、何をどう具体的にやって、どういうふうにしたのかっていうことをまた委員会で報告をお願いした

いなと思います。それぐらいのことで受け止めてもらっとかないと、ほかの場所で、通学路だったから今回こういうふうになったけど、ほかの場所でっていうことになったときに、どう発注責任を取るんですかって言われたときには、何も知りませんでしたみたいなようなことにはなるわけにはいかないですよ、2度目、3度目みたいなことが起こったりするようときには。それを起こさないっていうために、何をどう担保するんですかっていうところはしっかりやってもらいたいなっていうふうに思いますので、これは要望をしておきたいと思います。

もう一つ、先ほど田村委員さんもおっしゃったんですけど、民地のところっていうのは、もちろん、当然こちらが手をかけられないものなので、お願いのベースでしかできないんですけども、これまでも、私も何度か相談いただいたりとかして、お願いベースでっていうところで、民地っていうのをお願いした、市道の民地から出ていますっていうところ、たくさん、何回もありましたよねっていうところで、そういうところっていうのは、今回調べていただいたのは、基本的に通学路っていう形で調べをしていただけてますけど、そうじゃないところが、これはもうこちら側のとこだと思うんですけど、そういうところも必ずありますよね。これまで議員でも、地元からも話があったっていうところも絶対あると思うので、これは、通学路だから今こういう対応をしたけれども、通学路でないところを、これまでもいろんな形でお願いできないでしょうかっていったところについては、どういふふうに今後考えていくのかっていうところ、まずそこは伺ってきたいと思います。

**○西野委員長** 北村都市整備部次長。

**○北村都市整備部次長兼道路整備課長** 今言われましたように、今までも民地から出ている枝木であるとか、草が邪魔になって、支障になって歩けないとか、通行に支障を来すよっていうところにつきましては、まずは民地の方をお願いをしてもらいます。ただ、それについても、すぐすぐできなかつたりもしますし、ただ、緊急性がある場合でしたら、もう市のほうで、直営なりでやれる範囲はやっていっている状態であります。以上です。

**○西野委員長** 今城委員。

**○今城委員** よく分かります。そうでしょうと思います。ただ、樹木は繁茂するわけで、1年ほっといたらまた同じことが起こるよねっていう。前回もあったよねとか、前々回にもあったよねっていうところは、1年たち、2年たてば元に戻ってるよねっていうところをチェックしてますかっていうこと、これまで。そして、それに対応するっていうこととか、そういうところをチェックしてたら、持ち主さんにきちっとその都度都度をお願いをするっていうことをしてますかっていう、そこはどうなんでしょうか。

**○西野委員長** 北村都市整備部次長。

**○北村都市整備部次長兼道路整備課長** 今言われますように、今年、去年も同じようなところっていうのは何か所かありまして、そこにつきましては、うちのほうも状況を確認しながら、これは危ないなど、特に竹やぶとかは雪が降るとなってきましたので、そういうところにつきましては、一応、雪が降る前だとかに確認に行ったりして、所有者さんのほうにお願いをするような状況でございます。

**○西野委員長** 今城委員。

**○今城委員** そうですね。ですから、とにかくチェック、リストアップ、リストがどういふふうになってるのかっていうことは分からないけど、やっぱりきちっとリスト化した

上で、雪の前にはここは必ず見とかんといけんよねとか、枝が出てしまっているから、いつも、あそこは見とかんといけんよねっていうのをやっぱり、ちゃんとしたルーチンというか、そういう形で見るべきところはきちっとリストアップした上でチェックをしながら担保するっていうことをしてもらいたいなっていうふうに思います。特に、市道のところはそういうふうになるんだけど、淀江なんかのところとかは、県道のところの横で出るところ、毎年ありますよね。淀江支所のところ、毎回そのところで見に行ったりとかみたいなのをやっているとこもいっぱいあるので、そういうところは県道のところだけど、市に必ず、淀江の地域だからっていうことで言ってこられたりすることがあるということを見ると、やっぱりそういうところを全部含めて、一度きちっとしたリスト化するかして、うちが管理しないといけないっていうことじゃないかもしれないけども、やっぱりきちっと、市民の生活とか通行とかを守るっていう意味では、連携できるように今なってるわけなので、特に、場所的にもね、そういうところはしっかりやってもらいたいなというふうに思いますので、これはお願いをしときたいと思います。特に、市道だから市道の範囲でしかっていうつもりはきつくないと思うし、そのために常に連携をしてくださってると思うので、県道とかでも、1年たったらもう既になってるとこいっぱいありますよっていうところも、しっかりと、連携する中でチェックしてもらって、担保をお願いしたいなというふうに思いますので、これは要望しておきたいと思います。以上でいいです。

**○西野委員長** ほかにございませんか。

国頭委員。

**○国頭委員** 今回は指定管理外の市直っていうところだったということで、東山公園ですけども、ここは、以前から何か、市民の方から危ないですよとかいうことは今まではなかったっていうことですか。

**○西野委員長** 本干尾都市整備課長。

**○本干尾都市整備課長** 今、現時点で情報というのは把握してないんですけども、ただ、先ほど御説明したとおり、それがどういういきさつだったか分からない、どこからの通報かっていうのは今分からないですけど、そういう枝木が支障になってるとか、そういったようなお話はあって、この一帯の市有地のところを伐採なりっていうところは過去ずっと進めてきたところではございます。以上です。

**○西野委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** 大体、ちょっと危なげなところは、何か、いつも散歩で通る人とか、何か市民の人からとか、私たちに報告はあったりするんで、その都度ここ危ないよとか言うんですけど、やっぱりそういった、何かあったとき、通報とかは、自らここは、年2回ね、しっかり程度を確認しながらやるっていうことですけども、やっぱり、何か事前の通報とかあれば、やっぱりそこを、今後どうしていくのか等、やっぱり対応を、ふだんどおりしっかりしていただきたいなというところがあります。相手もなかなか動かせないっていうときもありますんで、そういったところをやっぱり、未然に防いでいただきたいないうところがあります。本当に、点検作業も増えたら、加わってくると大変だと思いますけど、その辺はお願いしたいところでありませう。

写真とか見ると、東山公園で、私もちょっと現場行ってないんですけど、非常に、これ以外にも大分繁茂してるっていうような感も受けますんで、全体的な伐採等も、今後の管

理も含めて、また今後考えていっていただけたらなと思っております。そういった対応もしていただきたいなと思っております。大変ですけども、取り組んでいただきたいなと思っております。以上です。

**○西野委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午前 10 時 52 分 休憩**

**午前 10 時 54 分 再開**

**○西野委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

委員派遣（行政視察）についてを議題といたします。

行政視察については、先日の委員会で実施することでしたので、まず、実施日について協議をいたします。

委員長案としましては、10月28日火曜日から10月31日金曜日または11月4日火曜日から11月7日の金曜日の間の2泊3日を考えておりますが、いかがでしょうか。どちらがよろしいでしょうか。

〔「どちらでも」と声あり〕

御希望が。御希望は、10月28日から31日、それか、11月4日から11月7日、このどちらが御希望。

今城委員。

**○今城委員** 月初めの4日からの週がありがたいです。

**○西野委員長** という御意見が出ておりますが、皆様、どうでしょうか。

〔「問題ありません」と声あり〕

問題なし。

〔「大丈夫です」と声あり〕

では、11月4日火曜日から11月7日金曜日、この3日間で実施したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○西野委員長** では、御異議なしと認め、そのように決定いたします。

（「これ4日間になってますんで、この間の2泊3日っていうことです。」と森井議事調査担当局長補佐）

**○西野委員長** ああ、そういうことか。すみません。そういうことか。

**○田村委員** 相手方もあるって話ですね。

**○西野委員長** いや、日程はもうここで決める。

**○田村委員** いや、だから、4日間の間で、先方の。

（「決めていただければと思います。」と森井議事調査担当局長補佐）

**○西野委員長** 今日、今日3日間を。この11月4日から7日の間の3日間、これを今日決めていきたいと思っております。4、5、6か、5、6、7か。

〔「4、5、6」と声あり〕

特に。4、5、6。

〔「どっちでもいいです」と声あり〕

4、5、6で。4、5、6でよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○西野委員長 それでは、11月4日火曜日から11月6日木曜日、この3日間で実施したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○西野委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、視察先及び視察項目については、お手元に配付しておりますとおり、あらかじめ委員の皆様から御提出いただきました。

この一覧表については、何か補足説明ありますか。特に説明はないということ。

〔「はい」と声あり〕

○西野委員長 では、お諮りします。委員派遣に際しては、相手方の都合もありますので、皆様からいただいた御意見を基に、詳細については、委員長、副委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○西野委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

都市経済委員会を閉会いたします。

**午前10時57分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 西野太一